

## 令和6年度相談支援従事者現任研修実施要項

### 1 目的

障害者が医療、保健、福祉、就労、教育などの各分野のサービスを総合的かつ適切に利用できるよう支援するための援助技術を習得するとともに、困難事例に対する支援方法等を学ぶことにより、相談支援に従事する者の資質の向上を図り、地域における障害者の相談支援体制整備の円滑な推進に資することを目的とする。

### 2 主催

香川県

### 3 対象者

研修を受講できる対象者は以下の(1)～(7)にすべて該当する者とする。

(1) 香川県内の事業所に勤務している、または、その予定のある者。

(2) 研修全てに参加できる者。

(研修課程) 講義①受講 (eラーニング、6時間) ※視聴機器・環境は各自が調達

講義②受講 (対面式半日)

演習①②③参加 (対面式3日間)

実習①②参加 (圏域が指定した日時)

※「講義①レポート」「事前課題」提出を含む

(3) 講義① (eラーニング) を視聴して作成するレポートを指定した日時までに提出できる者。

(4) 演習に使用する課題を指定した日時までに提出できる者。

(5) 相談支援従事者初任者研修 (障害者ケアマネジメント従事者新規研修を含む。)

(以下「初任者研修」という。) 又は相談支援従事者現任研修 (以下「現任研修」という。) を修了し、5年サイクルの現任研修の受講 (主任相談支援専門員研修 (以下「主任研修」という。) 受講を含む。) を継続しその資格を失効していない者。又は、令和元年度以降に初任者研修を修了し、その後初任者研修・現任研修・主任研修 (以下「相談支援従事者関係研修」という。) のいずれも受講していない者。

(6) 次の実務経験のいずれかを満たすことを所属長が証明できる者。

㊦本研修受講開始日前の過去5年間に、指定相談支援事業所等において、通算2年以上の相談支援の実務経験がある。

※2年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が2年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が360日以上あることをいう。

㊧現に相談支援業務に従事している。

初任者研修修了後、初回の現任研修の受講にあたっては、必ず㊦の要件を満たす必要がある。

ただし、令和元年度に相談支援従事者関係研修を修了した者で、本研修が令和2年度以降で初めの現任研修受講となる者は、㊦㊧いずれの要件も問わない。

※上記「実務経験として必要な相談支援業務」「現に従事している相談支援業務」とは「指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの」(平成24年3月30日厚生労働省告示第227号) で定め

ているとおりのものである。

①基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援をいい、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び委託相談支援事業所等における相談支援の業務

②障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業における相談支援の業務

※「所属長の証明」

「所属長の証明」は、所定の様式に、法人理事長もしくは事業所の長（以下「所属長」という。）が直筆で記載する。実際に勤務した所属の所属長の証明が望ましいが、難しい場合には現在の所属長の証明でも差し支えない。また、現在無所属のため所属長の証明が難しい者も、自身が証明することで差し支えない。

いずれの場合でも、証明の虚偽が判明した場合には、受講決定後であれば受講決定取り消し、受講中であればただちに受講停止、受講終了後であれば受講終了証明書の取り消しを行い、事業所の指定権者へ報告する。また当該所属法人職員・事業所職員及び虚偽証明した者について、判明後5年間の研修（当園が企画するサービス管理責任者等各種研修・相談支援従事者各種研修・強度行動障害支援者養成各種研修）受講を不可とする。

(7) 積極的に研修受講をする姿勢を持ち、かつ講師等の指示に従い、他受講者の受講を妨げない者。

## 4 定員

48人

※申請が定員を超過した場合は、受講者を香川県立川部みどり園が選考調整する。

## 5 日程及び内容

### (1) 日程

研修期間 令和6年4月22日（月）～同年8月21日（水）

※予定した演習が開催できなかった予備日を含む。

講義① 日本相談支援専門員協会テキスト（3,080円）を購入のうえ、eラーニングにて各自受講。テキスト購入は、申込から発送まで一定の時間がかかるため、受講決定通知を受理したらすぐに購入手続きを行うこと。

開講期間：令和6年4月22日（月）午前9時から同年5月9日（木）午後6時まで

講義② 令和6年5月10日（金）午後

演習 令和6年6月4日（火）、同年7月10日（水）、同年8月9日（金）の計3日間

※上記日程のうち、警報発表等の理由で開催できなくなった場合の予備日を、同年8月21日（水）とする。

実習① 令和6年6月5日（水）～同年7月2日（火）の間で1日

実習② 令和6年7月11日（木）～同年8月1日（木）の間で1日

※実習①②については、所属する圏域が日時及び会場を指定する。圏域の指定がない場合は、実習先と個別に日時及び実習場所を調整する。

## (2) 内容

カリキュラム及び講師は別紙「令和6年度相談支援従事者現任研修日程表」のとおり。

## 6 会場

講義① 受講者各自が用意したeラーニングを実施できる環境

講義② 香川県立川部みどり園 大会議室

(所在地：高松市川部町418 電話：087-885-8600)

演習 レクザムホール小ホール 5階 多目的大会議室玉藻B

(所在地：高松市玉藻町9-10 電話：087-823-3131)

演習予備日 香川県立川部みどり園大会議室

(所在地：高松市川部町418 電話：087-885-8600)

## 7 受講料

受講料 11,000円。

演習1日目受付時に、釣銭がないよう現金で支払うこと。

受講料受領時に、受講者宛の領収書を事務局が発行する。

演習1日目開始時間までに支払いができない場合は、受講資格を失う。

※受講者の負担する経費は次のとおり。

講義①に必要なテキスト購入に関する費用、eラーニング視聴に係る機器使用料・通信料等、事前課題提出のための送料、提出する課題についての印刷代等の経費、その他研修受講にあたり発生した経費。

※いかなる理由があっても徴収した受講料は返金しないことを予め了承した上で申請すること。

## 8 申請方法

**電子申請（香川県 電子申請・届け出サービス）**にて申請期間内に申請を行うこと  
**（郵送、FAX、メール不可）**

必ず、「実施要項」、「受講申請前に必ずお読みください」を確認のうえ、申請すること。

### 申請期間

**令和6年3月14日（木）午前9時から同年3月27日（水）午後5時まで**  
**（締切を過ぎると申請が不可能となるため留意のこと。）**

○川部みどり園ホームページ「令和6年度相談支援従事者現任研修」

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/midorien/jigyo/index.html>

[福祉関係研修等事業 | 香川県 \(kagawa.lg.jp\)](https://www.pref.kagawa.lg.jp/)

※上記 URL の福祉関係研修等事業から

「令和 6 年度相談支援従事者現任研修」、もしくは川部みどり園のホームページにある申請用 URL、QR コードから申請してください。

※「利用者登録」を行わなくても申請可能。登録をしない方がスムーズです。

※修了証書等の提出が必要な場合で、電子申請での添付ができない方は、必要書類の写しを令和 6 年 3 月 25 日までに川部みどり園へ郵送（令和 6 年 3 月 25 日消印有効）してください。

持参は受け付けません。

※申請完了後は申請完了通知が申請したメールアドレスに自動的に送信されます。

通知が届かない場合は必ず事務局まで御連絡ください。

## 9 修了証書の授与

全課程を修了した者及び受講を兼ねて全課程に出席し指導を行った講師に対して、修了証書を授与する。

なお、受講決定をした後から研修の修了時まで、「3 対象者」に記載した受講対象者該当項目(1)～(7)を満たさないことが判明した場合は、修了証書を発行しない。

また修了後に所属長が証明した受講に必要な実務経験に虚偽が判明した場合は、発行した修了証書を無効とする。

## 10 留意事項

申請者及び受講決定者、研修修了者の情報について、香川県内の市町障害福祉担当部署と情報共有することがあるため、予め了承した上で申請すること。

## 11 受講の決定

受講可否決定は香川県立川部みどり園が行い、令和 6 年 4 月 10 日（水）までに申請者宛に電子メールで通知する。

## 12 問い合わせ先

香川県立川部みどり園 地域生活支援課 沼田

〒761-8046 高松市川部町 4 1 8

TEL 087-885-8600

FAX 087-885-8609